

令和2年度第7号議案

令和2年度第2回

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会資料

件名：「国民健康保険に関する事務」に係る特定個人情報保護評価（全項目評価）の再実施に伴う第三者点検について

主管課：健康部医療保険課

添付資料

- | | |
|-----------|-------------|
| (1) 諮問書 | p. 1 |
| (2) 諮問依頼書 | p. 2 ~ p. 4 |

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会
会 長 平 田 善 信 殿

江戸川区長 齊 藤 猛

江戸川区個人情報保護条例の規定による諮問について（諮問）

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、下記の事項について意見を求めます。

記

1 諮問事項

「国民健康保険に関する事務」に係る特定個人情報保護評価（全項目評価）の再実施に伴う第三者点検について

2 諮問理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）において、地方公共団体の機関は、特定個人情報ファイルを取り扱う事務を行うに当たっては、特定個人情報保護評価を実施し、特定個人情報保護評価に関する規則（平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号。以下「規則」という。）第 7 条第 4 項の規定により、全項目評価書の第三者点検を受けることが義務付けられている。この規定に基づき、江戸川区の国民健康保険に関する事務（以下「国保事務」という。）の全項目評価書（以下「国保評価書」という。）については、江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）において、平成 30 年 3 月に第三者点検を受け、既に国保事務を実施しているところであるが、令和 2 年 9 月以降、国保評価書の内容に変更が生じることとなった。

番号法により、行政機関の長等は、保有する特定個人情報ファイルに規則で定める「重要な変更」を加えるときは、当該変更を加える前に、特定個人情報保護評価を再実施することが義務付けられていることから、江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 5 号に基づき、国保評価書の第三者点検を審査会に付すものである。

3 諮問関係資料

別紙諮問依頼書（写）のとおり

4 担当部課

健康部医療保険課



20 健医送第 836 号
令和 2 年 7 月 2 日

総 務 部 長 殿

健 康 部 長

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会への諮問について(依頼)

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、下記の事項について江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会に諮問願います。

記

1 諮問事項

「国民健康保険に関する事務」に係る特定個人情報保護評価（全項目評価）の再実施に伴う第三者点検について

2 諮問理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）において、地方公共団体の機関は、特定個人情報ファイルを取り扱う事務を行うに当たっては、特定個人情報保護評価を実施し、特定個人情報保護評価に関する規則（平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号。以下「規則」という。）第 7 条第 4 項の規定により、全項目評価書の第三者点検を受けることが義務付けられている。この規定に基づき、江戸川区の国民健康保険に関する事務（以下「国保事務」という。）の全項目評価書（以下「国保評価書」という。）については、江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）において、平成 30 年 3 月に第三者点検を受け、既に国保事務を実施しているところであるが、令和 2 年 9 月以降、国保評価書の内容に変更が生じることとなった。

番号法により、行政機関の長等は、保有する特定個人情報ファイルに規則で定める「重要な変更」（※）を加えるときは、当該変更を加える前に、特定個人情報保護評価を再実施することが義務付けられていることから、江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 5 号に基づき、国保評価書の第三者点検を審査会に付すものである。

※ 「重要な変更」とは、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響が大きい変更として特定個人情報保護評価指針（平成 26 年特定個人情報保護委員会告示第 4 号）の別表で定めるものである。

3 再実施が必要な理由

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第 9 号）の成立に伴い、医療保険者間で被保険者の資格情報を個人単位で一元的に管理する仕組みが創設され、令和 3 年 3 月から、オンライン資格確認の仕組みが導入される。これに伴い、江戸川区は、国が構築するオンライン資格確認等システム（以下「資格確認システム」という。）で、資格情報等を一元管理するため、国民健康保険被保険者の特定個人情報を含む資格情報等を、東京都国民健康保険団体連合会の国保情報集約システムを介して国民健康保険中央会及び社会保険診療報酬支払基金が共同して運営する医療保険者等向け中間サーバー等に連携することとなる。これにより、国保評価書に医療保険者等向け中間サーバー等までの連携を含めたリスク対策等を追加することが、規則で定める「重要な変更」に該当するため

4 変更項目

【別添 2】「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」の（別添 3）変更箇所の項目を参照

5 区民意見公募（パブリックコメント）の状況について

規則第 7 条第 1 項に基づく区民意見公募の状況は次のとおりである。

(1) 公募の期間

令和 2 年 5 月 10 日から 6 月 8 日まで

(2) 意見の件数

1 件

(3) 主な意見

オンラインでの運用を行うに当たり、セキュリティの確保に不安がある。

(4) 規則第 7 条第 4 項に基づき見直しした部分

修正なし

6 実施時期（予定）

令和 2 年 5 月 区民意見公募（パブリックコメント）実施

令和 2 年 7 月 審査会への諮問

個人情報保護委員会へ評価書提出

令和 3 年 3 月 資格確認システム運用開始

7 担当部課

健康部医療保険課

8 参考資料

【別添1】「国民健康保険に関する事務 全項目評価書」の概要

【別添2】「国民健康保険に関する事務 全項目評価書」

令和2年度第8号議案

令和2年度第2回

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会資料

件名：「オンライン資格確認に係る業務の外部委託について」

主管課：健康部医療保険課

添付資料

- | | |
|-----------|-------------|
| (1) 諮問書 | p. 1 |
| (2) 諮問依頼書 | p. 2 ~ p. 8 |

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会
会 長 平 田 善 信 殿

江戸川区長 齊 藤 猛

江戸川区個人情報保護条例の規定による諮問について（諮問）

江戸川区個人情報保護条例第 14 条第 3 項の規定に基づき、下記の事項について意見を求めます。

記

- 1 諮問事項
オンライン資格確認に係る業務の外部委託について
- 2 諮問理由
医療機関等において療養の給付を受ける場合の医療保険被保険者資格の確認について、オンライン資格確認を実施するために必要な業務を東京都国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金に委託するに当たり、当該業務には電子計算組織による個人情報を取り扱う処理が含まれており、江戸川区個人情報保護条例第 14 条第 3 項に規定する個人情報ファイルの処理の外部委託に該当するため
- 3 諮問関係資料
別紙諮問依頼書（写）のとおり
- 4 担当部課
健康部医療保険課



20 健医送第 835 号
令和 2 年 7 月 2 日

総 務 部 長 殿

健 康 部 長

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会への諮問について(依頼)

江戸川区個人情報保護条例第 14 条第 3 項に基づき、下記の事項について江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会に諮問願います。

記

1 諮問事項

オンライン資格確認に係る業務の外部委託について

2 諮問理由

医療機関等において療養の給付を受ける場合の医療保険被保険者資格の確認について、オンライン資格確認を実施するために必要な業務を東京都国民健康保険団体連合会（以下「都国保連」という。）及び社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）に委託するに当たり、当該業務には電子計算組織による個人情報を取り扱う処理が含まれており、江戸川区個人情報保護条例（以下「条例」という。）第 14 条第 3 項に規定する個人情報ファイルの処理の外部委託に該当するため

3 実施目的

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第 9 号）の成立に伴い、医療保険者間で被保険者の資格情報を個人単位で一元的に管理する仕組みが創設され、令和 3 年 3 月から、オンライン資格確認の仕組みが導入される。これに伴い、江戸川区（以下「区」という。）は、国が構築するオンライン資格確認等システム（以下「資格確認システム」という。）へ資格情報等を送信する必要があるため、都国保連の国保情報集約システム（以下「集約システム」という。）を介して医療保険者等向け中間サーバー及び資格確認システムに連携（※）することとなった。また、資格確認システム稼働に向けた準備としての被保険者の資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務（以下「オンライン資格確認関係業務」という。）は、都国保連から再委託を受けた国民健康保険中央会及び支払基金（以下「取りまとめ機関」という。）が共同して行うこととされた。

都国保連及び支払基金へ外部委託することは、資格確認システム稼働に必要不可欠であり、資格確認システムの円滑な稼働をもって区民サービスの向上及び業務の効率化に

資することを目的とするものである。

※ 令和元年 11 月諮問答申済み

4 実施時期（予定）

令和 2 年 7 月 審査会への諮問

9 月 審査会の答申を受け、委託契約締結

令和 3 年 3 月 資格確認システム運用開始

5 担当部課

健康部医療保険課（以下「医療保険課」という。）

6 委託における業務の内容

項 目	内 容
業務の内容及び処理方法	<p>1 資格履歴管理事務</p> <p>(1) 集約システムの委託区画から個人番号を含む資格情報等を医療保険者等向け中間サーバーの委託区画に連携する。</p> <p>(2) 医療保険者等向け中間サーバーの委託区画から取得した資格情報等を、資格履歴ファイルに格納する。</p> <p>(3) 個人番号を除いた資格履歴ファイルを資格確認システムに連携する。</p> <p>2 機関別符号取得等事務</p> <p>(1) 区からの資格情報の登録後、システムの自動処理により、符号取得要求ファイルを生成する。</p> <p>(2) 取りまとめ機関が情報提供ネットワークシステムから機関別符号を取得し、機関別符号ファイルに格納する。</p> <p>(3) 取得した機関別符号と個人番号を連携させ、個人番号を除いた資格履歴ファイルを資格確認システムに連携する。</p> <p>※ 詳細は別紙 1 「オンライン資格確認関係業務の概要」のとおり</p>
運用方法	<p>管理責任者 健康部医療保険課長（以下「医療保険課長」という。）</p> <p>運用担当者 健康部医療保険課庶務係長（以下「庶務係長」という。）</p>
履行場所	都国保連及び取りまとめ機関の管理区域

7 委託における個人情報の保護対策

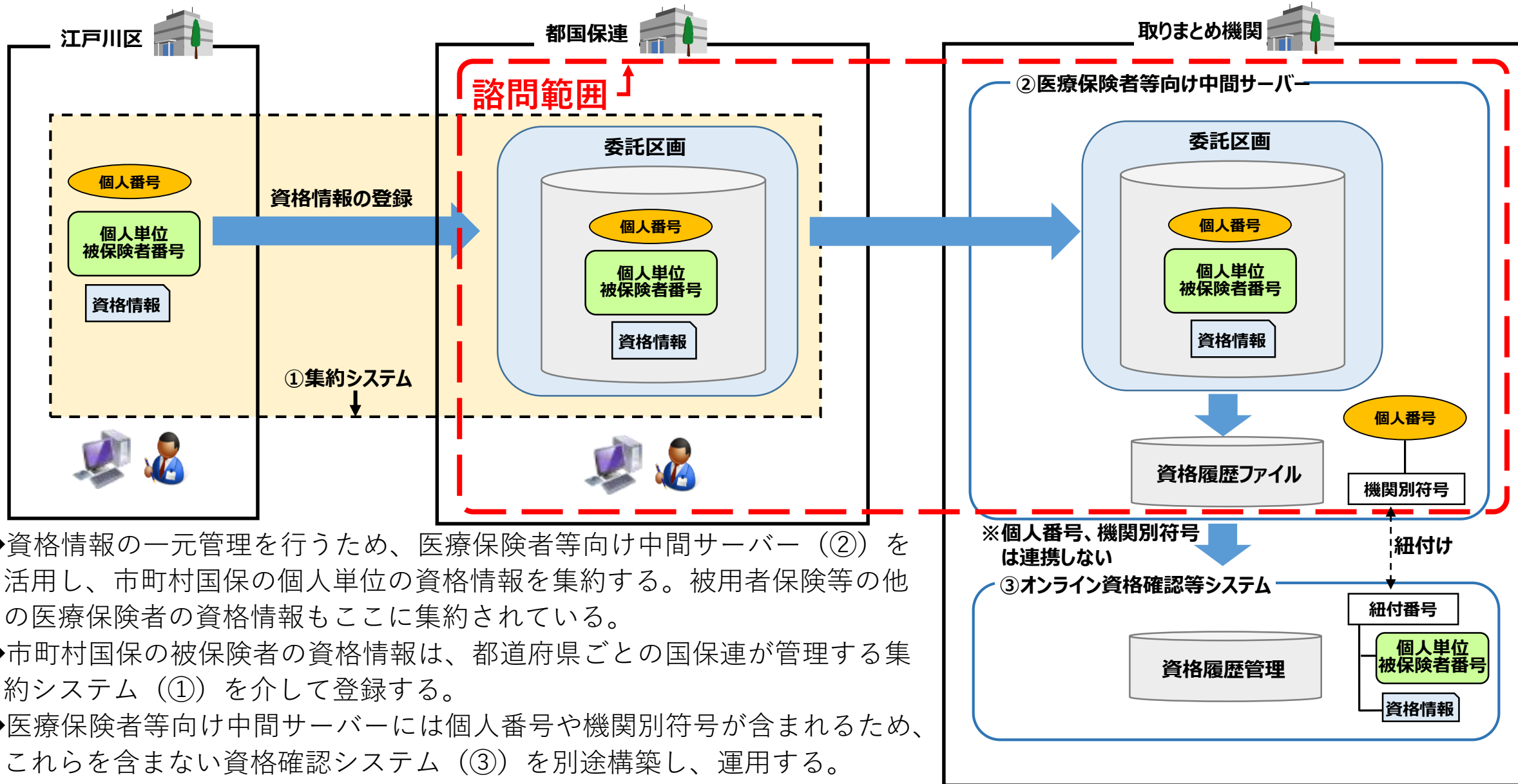
項 目	内 容
対象者	<p>国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に基づく被保険者、給付対象者（擬制世帯主（※）を含む。）</p> <p>※ 国民健康保険の被保険者ではないが、世帯を代表する者として、各種届出、申請及び保険料納付義務を負う者</p>
情報の内容	<p>被保険者の資格情報等に係る情報</p> <p>別紙 2 「加入者情報登録インターフェイスファイル項目一覧」のとおり</p>
管理責任体制	<p>保護管理責任者 医療保険課長</p> <p>保護管理事務取扱者 庶務係長</p>
外部委託に係る対策	<p>1 外部委託先</p> <p>(1) 資格履歴管理事務に係る委託先</p>

	<p>ア 委託先 東京都国民健康保険団体連合会</p> <p>※ 国民健康保険法第 83 条に基づき、東京都の保険者が共同して目的を達成するため、東京都知事の認可を受け設立され、国民健康保険法第 113 条の 3 に基づき、オンライン資格確認関係業務を受託することとなる公法人</p> <p>イ 再委託先 国民健康保険中央会</p> <p>※ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づき各都道府県の国保連合会を会員として組織され、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき、内閣府から公益認定を受けた公益社団法人</p> <p>(2) 機関別符号取得等事務に係る委託先</p> <p>ア 社会保険診療報酬支払基金</p> <p>※ 社会保険診療報酬支払基金法の規定に基づき設立され、国民健康保険法第 113 条の 3 に基づき、オンライン資格確認関係業務を受託することとなる法人</p> <p>2 委託契約における規定 委託先に対し、条例、江戸川区個人情報保護条例施行規則（以下「規則」という。）、個人情報保護に関する特約条項等の遵守を義務付けるとともに、業務従事者に対する秘密保持義務を当該契約書に明記する。</p> <p>3 委託業務に係る個人情報保護対策</p> <p>(1) 作業室へ入退室できる者が特定されており、入退室記録が適正に管理されていること。</p> <p>(2) 当該事務処理を行う情報システムは、これを取り扱うことができる者を限定し、ID 及びパスワードによりアクセス権を制御するとともに、外部から接続できないよう保護対策を施していること。 また、システムのアクセス記録は定期的に確認し、適正に管理すること。</p> <p>(3) 事故、災害及びトラブルに対応できる体制及び手順を整えること。</p> <p>(4) 事故等の発生並びに個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合には、直ちに区に報告するとともに、今後の対応について協議すること。</p> <p>(5) 区の必要に応じ、区職員による現場査察を受け入れること。</p> <p>(6) 個人情報保護及び情報セキュリティ対策については、契約期間中のみならず、準備期間中及び契約終了後においても、同様の取扱いとすること。</p>
実施機関の対策	<p>1 人的セキュリティ対策 保護管理責任者は、職員、委託先及び再委託先に対し、条例、規則及び情報セキュリティポリシーを遵守させることを徹底する。</p> <p>2 運用上のセキュリティ対策</p> <p>(1) 事故発生時は、委託先から直ちに電話等により区が報告を受け、必要な措置を講じる。</p> <p>(2) 再委託先と委託先の契約においても、区と委託先との契約で明記する個人情報保護に関する事項を遵守させるとともに、再委託先に対して定期的に立入調査を行う。</p>

オンライン資格確認関係業務の概要

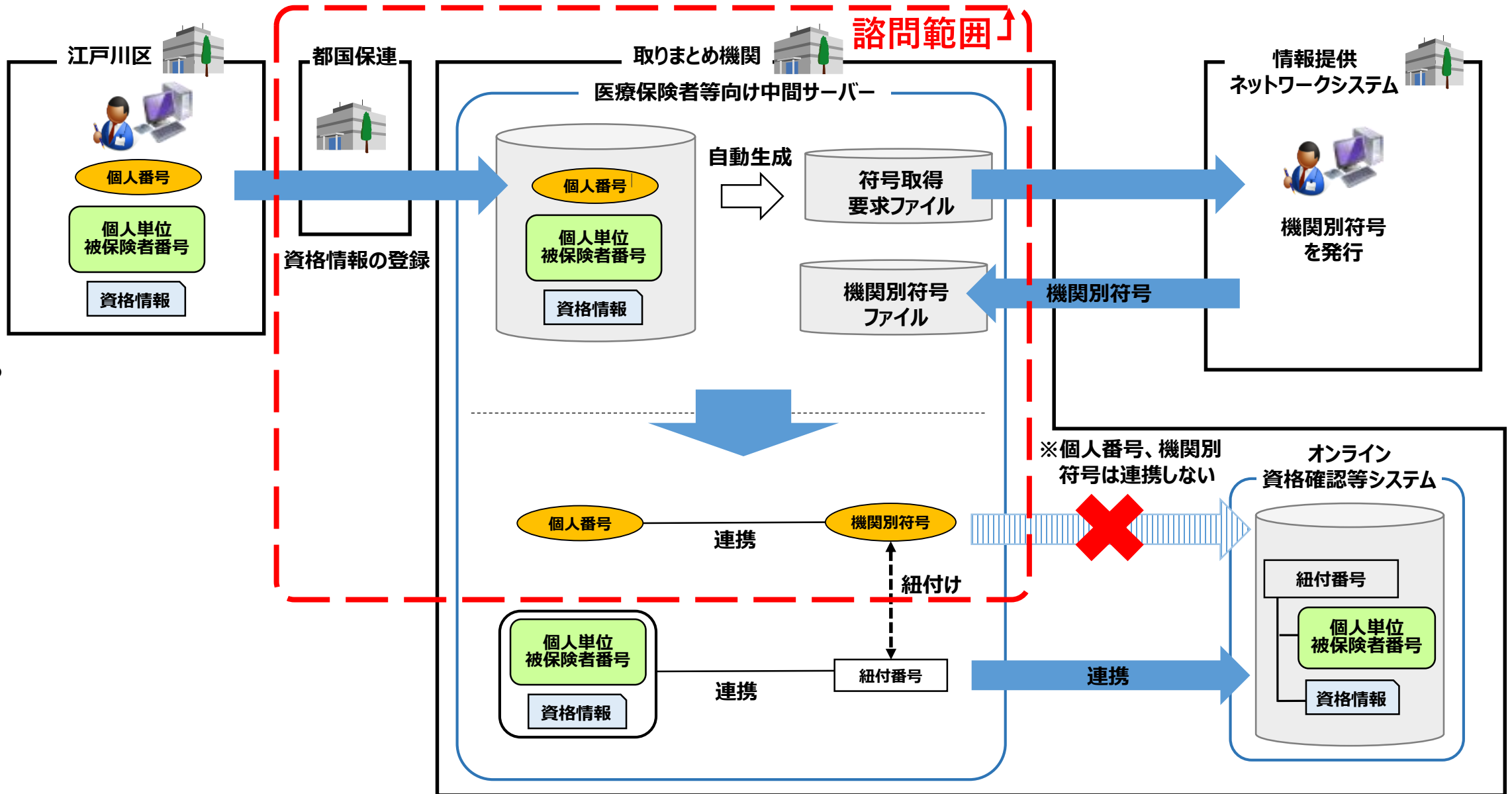
1 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務

5



- ◆資格情報の一元管理を行うため、医療保険者等向け中間サーバー（②）を活用し、市町村国保の個人単位の資格情報を集約する。被用者保険等の他の医療保険者の資格情報もここに集約されている。
- ◆市町村国保の被保険者の資格情報は、都道府県ごとの国保連が管理する集約システム（①）を介して登録する。
- ◆医療保険者等向け中間サーバーには個人番号や機関別符号が含まれるため、これらを含まない資格確認システム（③）を別途構築し、運用する。

2 医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得事務



加入者情報登録インターフェイスファイル項目一覧
 (集約システム→医療保険者等向け中間サーバー)

別紙2

システム基本情報	1	レコード識別番号		23	特定健診情報提供に係る本人同意フラグ
	2	レコード種別コード		24	特定健診情報提供に係る本人(不)同意取得日
	3	処理種別コード		25	不開示該当フラグ
	4	保険者コード	加入者基本情報変更履歴	26	変更年月日
	5	被保険者枝番		27	氏名(券面記載)
	6	個人番号(マイナンバー)		28	氏名(券面記載)(カナ)
	7	更新後個人番号(マイナンバー)		29	氏名(その他)
加入者基本情報	8	氏名(券面記載)		30	氏名(その他)(カナ)
	9	氏名(券面記載)(カナ)		31	性別1
	10	氏名(その他)		32	性別2
	11	氏名(その他)(カナ)		33	生年月日
	12	性別1		34	住所
	13	性別2		35	郵便番号
	14	生年月日		36	市町村コード
	15	住所	加入者資格情報	37	保険者番号
	16	郵便番号		38	被保険者証記号
	17	市町村コード		39	被保険者証番号
	18	アクセスグループコード		40	被保険者証枝番
	19	身分		41	資格取得年月日
	20	加入者区分コード		42	資格喪失年月日
	21	世帯識別番号		43	資格喪失事由
情報提供に関する制御情報	22	自己情報提供不可フラグ			

	44	本人・家族の別		66	被保険者証記号（限度額認定証）
	45	被保険者氏名		67	被保険者証番号（限度額認定証）
被保険者証等情報	46	被保険者証区分		68	被保険者証枝番（限度額認定証）
	47	保険者番号（証）		69	限度額適用認定証区分
	48	被保険者証記号（証）		70	限度額適用認定証交付年月日
	49	被保険者証番号（証）		71	限度額適用認定証有効開始年月日
	50	被保険者証枝番（証）		72	限度額適用認定証有効終了年月日
	51	被保険者証交付年月日		73	限度額適用認定証適用区分
	52	被保険者証有効開始年月日		74	限度額適用認定証長期入院該当年月日
	53	被保険者証有効終了年月日		75	限度額適用認定証回収年月日
	54	被保険者証一部負担金割合	特定疾病療養受領証情報	76	保険者番号（特定疾病療養受療証）
	55	被保険者証回収年月日		77	被保険者証記号（特定疾病療養受療証）
高齢受給者証情報	56	保険者番号（高齢受給者証）		78	被保険者証番号（特定疾病療養受療証）
	57	被保険者証記号（高齢受給者証）		79	被保険者証枝番（特定疾病療養受療証）
	58	被保険者証番号（高齢受給者証）		80	特定疾病療養受療証交付年月日
	59	被保険者証枝番（高齢受給者証）		81	特定疾病療養受療証有効開始年月日
	60	高齢受給者証交付年月日		82	特定疾病療養受療証有効終了年月日
	61	高齢受給者証有効開始年月日		83	特定疾病療養受療証認定疾病区分
	62	高齢受給者証有効終了年月日		84	特定疾病療養受療証自己負担限度額
	63	高齢受給者証一部負担金割合		85	特定疾病療養受療証回収年月日
	64	高齢受給者証回収年月日			
限度額適用認定証関連情報	65	保険者番号（限度額認定証）			

令和2年度第9号議案

令和2年度第2回

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会資料

件名：「在宅勤務型テレワークの実施及びえどがわ情報プラットフォーム“e-ship”の仕様変更について」

主管課：経営企画部情報政策課及び総務部職員課

添付資料

- (1) 諮問書 p. 1
- (2) 諮問依頼書 p. 2 ~ p. 8

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会
会 長 平 田 善 信 殿

江戸川区長 齊 藤 猛

江戸川区個人情報保護条例の規定による諮問について（諮問）

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 5 号及び江戸川区個人情報保護条例第 14 条第 2 項の規定に基づき、下記の事項について意見を求めます。

記

1 諮問事項

在宅勤務型テレワークの実施及びえどがわ情報プラットフォーム“e-ship”の仕様変更について

2 諮問理由

(1) 在宅勤務型テレワークの実施

必要な情報セキュリティ対策等を踏まえた上でリモートアクセスによる在宅勤務型テレワークを実施することが、江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 5 号に規定する個人情報保護制度の運営に関する重要事項に該当するため

(2) えどがわ情報プラットフォーム“e-ship”の仕様変更

えどがわ情報プラットフォーム“e-ship”内の全庁情報システムネットワークの LGWAN 環境とテレワークシステムの利用環境とのリモートアクセスに係る機能を追加することが、江戸川区個人情報保護条例第 14 条第 2 項に規定する保有個人情報の処理の変更に関連するため

3 諮問関係資料

別紙諮問依頼書（写）のとおり

4 担当部課

経営企画部情報政策課及び総務部職員課



20 経情送第 104 号
令和 2 年 7 月 2 日

総 務 部 長 殿

経 営 企 画 部 長
総 務 部 長

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会への諮問について（依頼）

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 5 号及び江戸川区個人情報保護条例第 14 条第 2 項の規定に基づき下記の事項について江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会に諮問願います。

記

1 諮問事項

在宅勤務型テレワークの実施及びえどがわ情報プラットフォーム“e-ship”の仕様変更について

2 諮問理由

(1) 在宅勤務型テレワークの実施

必要な情報セキュリティ対策等を踏まえた上でリモートアクセスによる在宅勤務型テレワークを実施することが、江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 5 号に規定する個人情報保護制度の運営に関する重要事項に該当するため

(2) えどがわ情報プラットフォーム“e-ship”の仕様変更

えどがわ情報プラットフォーム“e-ship”（※）内の全庁情報システムネットワークの LGWAN 環境（以下「全庁 LAN」という。）とテレワークシステムの利用環境（以下「テレワーク環境」という。）とのリモートアクセスに係る機能を追加することが、江戸川区個人情報保護条例第 14 条第 2 項に規定する保有個人情報の処理の変更に該当するため

※ えどがわ情報プラットフォーム“e-ship”における情報セキュリティについては、平成 19 年 3 月に本審査会に諮問し、答申を受けている。その諮問の内容において「コンピュータウィルス感染、個人情報をはじめとする秘密情報の流出を防止するため、原則として職員の自宅や出張先など、外部環境からの VPN 等によるリモートアクセスは許可しない」こととしていたが、在宅勤務型テレワーク実施に伴い、リ

リモートアクセスを許可することとし、新たにリモートアクセスに係る機能を追加する。

3 実施目的

職員の柔軟な働き方を実現することにより、全ての職員の力を最大限発揮させ、職員のワーク・ライフ・バランスの向上を目指すとともに、不測の事態（危機・災害）が発生した際の業務の継続性を確保することにより区民福祉の向上を図るため、リモートアクセスによる在宅勤務型テレワークを実施する。

4 在宅勤務型テレワーク実施概要

リモートアクセスによる在宅勤務型テレワークの実施においては、別紙1のとおり情報セキュリティ対策を含めた適正な運用管理を行う。

5 導入するテレワーク環境のセキュリティについて

(1) 導入するテレワーク環境の特徴

ア テレワーク環境で利用する専用端末（以下「テレワーク専用端末」という。）

- ・ 本体内蔵のストレージにはデータ保管を許可しない。
- ・ 携帯電話通信事業者（以下「通信キャリア」という。）のLTE用SIMが搭載できる。
- ・ テレワーク専用SIM以外によるネットワーク接続は許可しない。
- ・ 支給したBluetoothマウス以外、外部機器の接続は許可しない。

イ ネットワーク

- ・ テレワーク専用端末と全庁LANは、通信キャリアのネットワークデータセンターを介し、専用回線で接続する。
- ・ 専用回線を含むテレワークシステム全体のネットワークは、インターネットと分離している。

ウ 利用環境

- ・ 全庁LAN内の接続管理用サーバにより、職員の執務環境に配備している全庁LAN端末（以下「自席端末」という。）と、テレワーク専用端末との接続を確立する。
- ・ 接続の確立後は、自席端末とテレワーク端末をテレワークシステムのネットワークを介して1対1で接続し、自席端末の画面をテレワーク専用端末へ転送する。操作はテレワーク専用端末側からマウス等で行う。
- ・ 実施職員は、転送された画面内でのみ展開された環境で、業務を執行する。
- ・ 印刷は、テレワーク専用端末から直接出力することはできず、自席端末を介して接続されている庁舎内のプリンタからのみ印刷することができる。

(2) 全庁LANからのリモートアクセスについて

今回導入するテレワーク環境は、上記(1)のとおり、①テレワーク専用端末自体にデ

ータ保存を許可しない、②テレワーク専用端末と全庁 LAN を接続するネットワークはインターネット網と分離した通信キャリアの閉域網で接続する、③テレワーク専用端末に転送された画面内の環境のみで業務を実施する、④支給した Bluetooth マウス以外の外部機器の接続を許可しないといった徹底的な情報流出防止対策を図っている。さらに、ソーシャルハッキング等のセキュリティリスクを排除するため、テレワーク専用端末の利用環境を職員の自宅のみに限定することで、区の情報資産の漏えい等のリスクから保護するものとする。

※ テレワーク環境のシステム概要は別紙 2 のとおり

6 実施時期（予定）

令和 2 年 7 月 審査会へ諮問

8 月 在宅勤務型テレワークの運用開始

7 担当部課

経営企画部情報政策課

総務部職員課

リモートアクセスによる在宅勤務型テレワーク実施概要

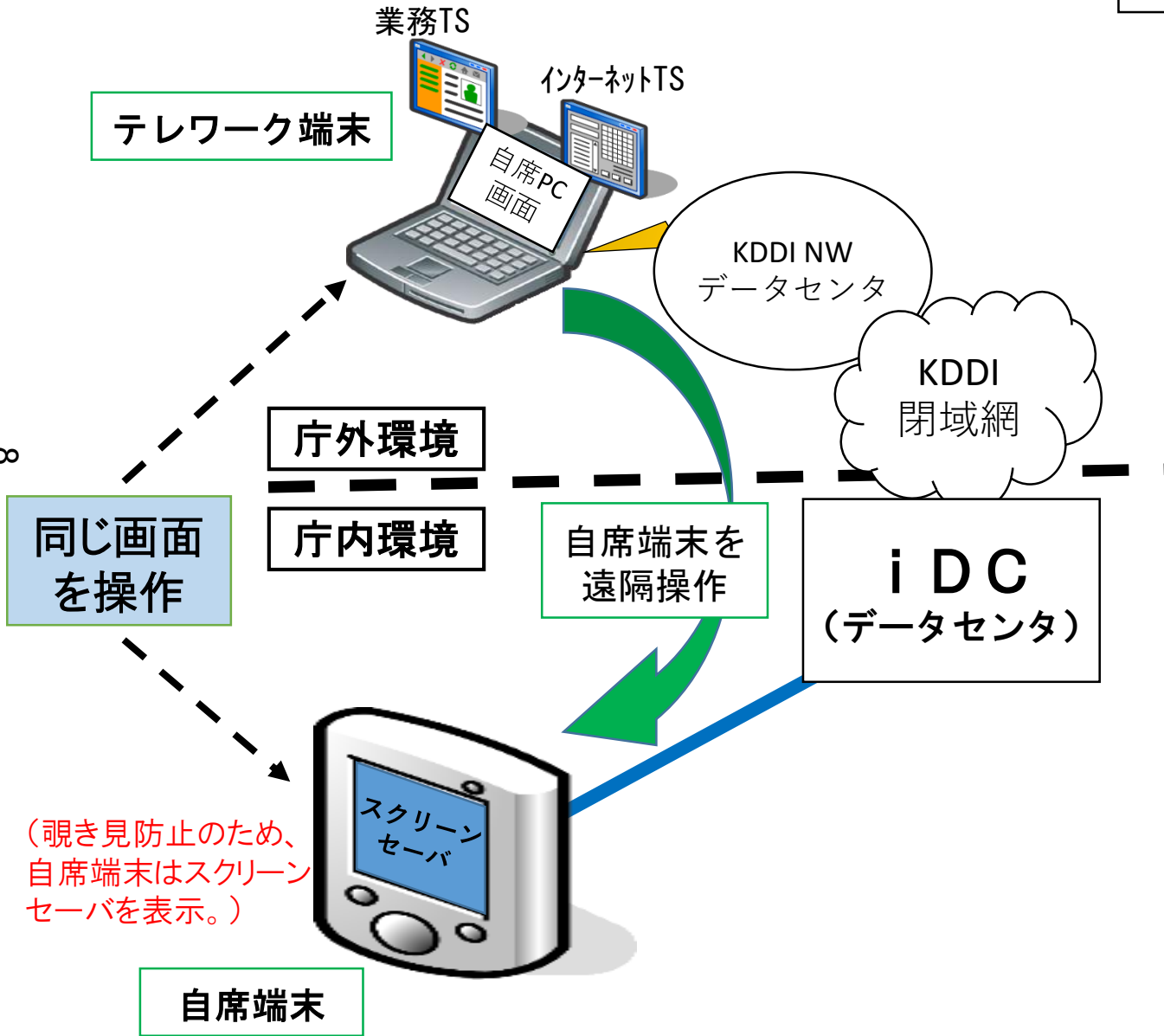
項 目	内 容
1 実施の目的	職員の柔軟な働き方を実現することにより、全ての職員の力を最大限発揮させ、職員のワーク・ライフ・バランスの向上を目指すとともに、不測の事態（危機・災害）が発生した際の業務の継続性を確保することにより区民福祉の向上を図るため、リモートアクセスによる在宅勤務型テレワークを実施する。
2 実施方法	テレワーク専用端末を利用し、専用回線を経由して、全庁 LAN 端末をリモートデスクトップにて遠隔操作する。
3 対象者	区的一般職の職員 除外：他団体派遣中職員、会計年度任用職員
4 導入スケジュール（予定）	(1) 試行期間 令和 2 年 8 月 11 日から 12 月 31 日まで (2) 検証期間 令和 2 年 11 月 1 日から 12 月 31 日まで (3) 本格実施 令和 3 年 1 月 1 日から
5 実施環境	別紙 2 のとおり
6 実施単位	1 日を単位とする。
7 実施場所	自宅に限る。
8 実施の流れ	(1) テレワーク実施業務等の調整、決定 (2) 実施前まで ①計画書の提出、承認 ※ 実施職員から環境整備及び情報セキュリティについて遵守する旨を確認する。 ②利用機器の準備等 ③旅行命令 (3) 実施当日 ①勤務の開始及び終了の報告 ②業務遂行状況の把握 (4) 実施終了後 ①端末の返却 ②報告書の提出

<p>9 環境整備及び情報セキュリティ対策</p>	<p>(1) 環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自宅において業務の円滑な遂行に必要な空間及び環境の確保に努め、職務に専念できる環境を自ら整えるものとする。 ・安全衛生管理についても、自己の責任をもって当てることとする。 ・端末の盗難・破損防止等に十分に注意する。 <p>(2) 情報セキュリティ対策</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 江戸川区情報セキュリティポリシーを遵守 ② 電子情報については、テレワーク専用端末のリモートアクセスの機能に限定 ③ 必要となる資料が紙媒体である場合、電子化を検討の上、持ち出しが必要となる場合は、情報資産の格付けに応じて適切に取り扱わなければならない。 ただし、機密性3（個人情報、重要行政情報等の秘密文書）の情報資産については、原則持出し禁止とする。 ④ テレワーク専用端末を第三者に使用又は閲覧させてはならない。 ⑤ 離席しようとするときは、端末をロックする等、第三者が操作できないようにすること。 ⑥ 長時間離席する場合や勤務終了時には、端末をシャットダウンすること。 <p>(3) 個人情報の取扱い</p> <p>個人情報を取り扱う業務を行うことがないように、業務システムのアクセス権限を外す等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(4) 業務内容の配慮</p> <p>原則、機密性3の情報資産を取り扱うことがないように業務の割当てを行う。</p> <p>(5) 情報セキュリティ対策等を遵守する旨の誓約</p> <p>実施職員は、在宅勤務型テレワークの開始前に情報セキュリティ対策等を遵守する旨を誓約しなければならない。</p>
---------------------------	---

<p>10 服務等について</p>	<p>(1) 服務 自宅への出張とする。</p> <p>(2) 職務専念義務 勤務時間内においては、職務に専念しなければならない。</p> <p>(3) 勤務時間 正規の勤務時間に合わせる。時差出勤と併用はできない。</p> <p>(4) 休憩時間 実施職員の正規の勤務時間中の1時間とする。</p> <p>(5) 時間外勤務 時間外勤務を命じることはできない。</p> <p>(6) 旅行命令 在宅勤務型テレワーク中の旅行を命じることはできない。</p> <p>(7) 休暇等 育児や介護を含む私用のため職務を離れるときは、年次有給休暇等を取得するものとする。</p>
<p>11 経費負担 (自己負担)</p>	<p>(1) 自宅の光熱水費</p> <p>(2) 自宅において勤務を行う場所の環境整備に要する費用</p> <p>(3) 職員個人の電話を使用した場合は、その利用料</p> <p>(4) 端末等の紛失などの重過失による費用弁償</p> <p>(5) その他、区が負担することが適当でない費用</p>
<p>12 公務災害</p>	<p>公務上の負傷や疾病は公務災害が適用される。</p>

テレワーク環境のシステム概要

テレワーク環境の主なセキュリティ対策



端末へのデータ保存

外部機器の接続

インターネット接続

紙文書の印刷

【テレワーク環境の特徴】

- 1 テレワーク専用端末と自席端末は専用線で接続
- 2 テレワーク環境はインターネットと完全に分離
- 3 自席端末からテレワーク専用端末へ画面のみ転送
- 4 実施職員は転送された画面内のみで業務を実施
※自席端末とはシステム利用権限も含めて同じ環境
- 5 テレワーク専用端末にはデータ保存できない
- 6 テレワーク専用端末には支給マウス以外は外部機器接続を認めない
- 7 テレワーク専用端末からは直接印刷出力できない

令和2年度第10号議案

令和2年度第2回

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会資料

件名：「空き家等実態調査に係る業務の外部委託について」

主管課：都市開発部住宅課及び建築指導課

添付資料

- | | |
|-----------|-------------|
| (1) 諮問書 | p. 1 |
| (2) 諮問依頼書 | p. 2 ~ p. 7 |

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会
会 長 平 田 善 信 殿

江戸川区長 齊 藤 猛

江戸川区個人情報保護条例の規定による諮問について（諮問）

江戸川区個人情報保護条例第 14 条第 3 項の規定に基づき、下記の事項について意見を求めます。

記

1 諮問事項

空き家等実態調査に係る業務の外部委託について

2 諮問理由

空き家及び老朽建築物の実態調査に係る業務を委託するに当たり、当該業務には電子計算組織による個人情報を取り扱う業務の処理が含まれており、当該業務を民間事業者に委託することが、江戸川区個人情報保護条例第 14 条第 3 項に規定する個人情報ファイルに係る業務の処理の外部委託に該当するため

3 諮問関係資料

別紙諮問依頼書（写）のとおり

4 担当部課

都市開発部住宅課及び建築指導課



20 都住送第 276 号
令和 2 年 6 月 22 日

総務部長 殿

都市開発部長

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会への諮問について(依頼)

江戸川区個人情報保護条例第 14 条第 3 項の規定に基づき、下記の事項について江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会に諮問願います。

記

1 諮問事項

空き家等実態調査に係る業務の外部委託について

2 諮問理由

空き家及び老朽建築物（以下「空き家等」という。）の実態調査に係る業務（以下「実態調査業務」という。）を委託するに当たり、当該業務には電子計算組織による個人情報を取り扱う業務の処理が含まれており、当該業務を民間事業者に委託することが、江戸川区個人情報保護条例（以下「条例」という。）第 14 条第 3 項に規定する個人情報ファイルに係る業務の処理の外部委託に該当するため

3 実施目的

昨今、適切に管理が行われていない空き家等が、防災、衛生、景観等の面で地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命、身体、財産の保護、生活環境の保全及び空き家等の活用のため、平成 26 年 11 月に空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）が成立した。国は法の中で、所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）に対し、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切な管理に努めるよう責務を課すとともに、市区町村に対しては、空家等対策計画を作成することとし、空き家等に関する対策の実施において適切な措置を講ずるよう責務を課している。

これを受け、江戸川区（以下「区」という。）においても、平成 28 年 1 月に江戸川区空家等対策計画を策定した。その対策計画の中で、一定の管理がされており建物が良好に保たれている空き家については、公共の福祉向上及び地域の活性化などの活動拠点として活用できるよう所有者等と活用希望者を結びつける取り組みを掲げてい

る。また、状態の悪い空き家及び使用されていない老朽建築物については、現地を確認し、保安上の危険や周辺的生活環境に与える悪影響の程度を考量し、必要に応じて所有者等へ指導・助言を行い、改善を求めることとされている。

このように空き家等の活用促進及び適正管理を進めていくために、空き家等の把握及び所有者等の意向確認が必要であるが、限られた人員の中で区内に約 34 万戸ある建築物を全て調査し、所有者等の特定及び意向調査を行うことは困難な状況である。

当該業務を専門的な知識と実績のある民間事業者に委託することにより、データに基づいた適切な空き家等の情報の管理及び管理不全が懸念される所有者等への対応、活用支援策の検討を可能とし、区民の快適な住まい環境の保全に資するものとする。

4 実施時期（予定）

令和 2 年 7 月 審査会の答申
7 月以降 委託業務開始

5 担当部課

都市開発部住宅課
都市開発部建築指導課

6 業務の内容

項 目	内 容
業務の内容及び処理方法	<p>委託事業者は、区が提供する情報を利用し、以下のとおり実態調査業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 区内に存在する全ての建築物の現地調査を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査対象建築物及びその周辺を公道から写真撮影し、そのデータを区へ提出する（提出後、データは消去する。）。 ・ 空き家等の可能性が高いと判断された建築物について、建築物の基本情報及び空き家判定・状況を記録する。 2 空き家と判定された建築物及び使用されていない老朽建築物の所有者等を確認するため、登記事項証明書（土地・建物）の交付申請書類を作成する。 3 区が取得した登記事項証明書（土地・建物）及び固定資産税課税情報により所有者等が特定された空き家及び使用されていない老朽建築物について、今後の意向等に関するアンケートを所有者等に送付し、未回答の場合は催促を行う。 4 データベース、個別管理票及び調査報告書を作成し、令和 3 年 3 月までに区へ提出する。 <p>※ 業務の流れについては、別紙 1「江戸川区空き家等実態調査業務の概要」のとおり</p>
運用方法	<p>管理責任者 都市開発部住宅課長（以下「住宅課長」という。） 都市開発部建築指導課長（以下「建築指導課長」という。）</p>

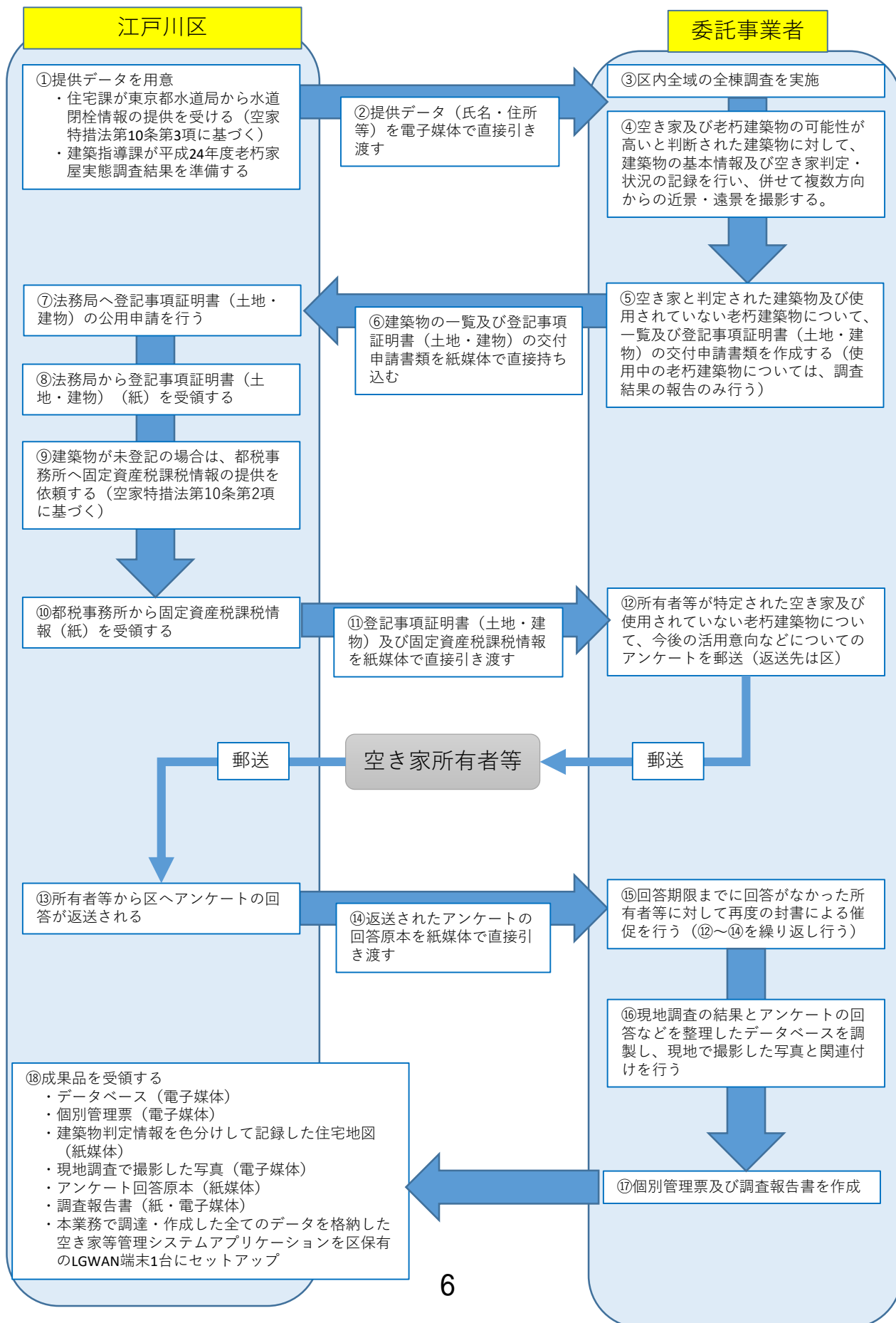
	運用担当者 都市開発部住宅課事業係長（以下「事業係長」という。） 都市開発部建築指導課監察係長（以下「監察係長」という。）
履行場所	委託事業者の事業所及び区が指定した現地

7 個人情報の保護対策

項目	内容
対象者	区に存在する空き家等の所有者等
情報の内容	1 個人情報の項目 別紙2「委託業務で扱う個人情報の項目」のとおり 2 委託処理予定件数 空き家等 約6,400件
管理責任体制	保護管理責任者 住宅課長 建築指導課長 保護管理事務取扱者 事業係長 監察係長
外部委託に係る対策	1 委託事業者 法人名 東日本総合計画株式会社 代表者 代表取締役社長 田垣 茂彦 所在地 東京都墨田区業平三丁目14番4号 ※ 上記の事業者は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマークの使用許諾及び情報マネジメントシステム認定センターが運用するISMS適合性評価制度におけるISMS認定を取得している。 2 委託契約における規定 委託事業者に対し、条例、江戸川区個人情報保護条例施行規則（以下「規則」という。）、個人情報保護に関する特約条項等の遵守を義務付けるとともに、業務従事者に対する秘密保持義務を当該契約書に明記する。 3 委託事業者の選定基準 (1) 他自治体において実態調査業務を実施した実績があり、安定した事業実施を行うことが可能であること。 (2) 業務従事者に対して、個人情報保護に関する研修等を行い、個人情報の取扱いを適正に行うよう努めていること。 (3) 4に掲げる個人情報の保護に必要な対策が講じられていること。 4 委託業務に係る個人情報保護対策 (1) 暗号化された電子媒体及び紙媒体の搬送は、施錠可能なケースを用いることとし、区において、区職員と委託事業者の業務従事

	<p>者が直接受渡し及び返却を実施すること。</p> <p>(2) 業務従事者の名簿をあらかじめ区へ提出すること。</p> <p>(3) 作業室及び電子媒体保管場所等へ入退室できる者が特定されており、入退室記録が適正に管理されていること。</p> <p>(4) 当該事務処理を行う情報システムは、これを取り扱うことができる者を限定し、ID、パスワード等によりアクセス権を制御するとともに、外部から接続できないよう保護対策を施していること。また、アクセス記録を定期的に確認し適正に管理すること。</p> <p>(5) 電子媒体及び紙媒体は、専用キャビネット等に施錠の上、保管されていること。</p> <p>(6) 個人情報を持ち出す際は、個人情報外部持出簿により管理すること。</p> <p>(7) 実態調査の業務中は、個人情報を含む資料は、紛失・盗難防止のため物理的な対策を講じること。</p> <p>(8) 事故、災害、トラブル等に対応できる体制及び手順を整えること。</p> <p>(9) 事故等の発生並びに個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更が必要となった場合には、直ちに電話等により区に報告するとともに、その後の対応について協議すること。</p> <p>(10) 個人情報の取扱いの管理状況を確認するため、区の求めに応じ、随時区職員による現場査察を受け入れること。</p> <p>(11) 作業終了後、区から貸与された資料の返却及び消去報告を行うこと。</p>
<p>実施機関の対策</p>	<p>1 人的セキュリティ対策</p> <p>保護管理責任者は、職員及び委託事業者の業務従事者に対して、条例、規則及び情報セキュリティポリシーを遵守させることを徹底する。</p> <p>2 運用上のセキュリティ対策</p> <p>(1) 個人情報を含む電子媒体及び紙媒体の受渡しは、区において、区職員と委託事業者の業務従事者が直接行うものとし、日付、担当者名、情報媒体種別及び数量その他必要な事項を受渡簿に記録する。作業終了後の返却時においては、受け渡された情報媒体種別及び数量その他必要な事項を確認の上、受渡し時同様に返却の記録をする。</p> <p>(2) 委託事業者が行う作業手順について、委託事業者から事前に具体的な説明を受け、工程について不備がないか点検を行う。</p> <p>(3) 必要に応じ、委託事業者の現場査察を実施する。</p> <p>(4) 事故等の発生時は、委託事業者から直ちに電話等により区が報告を受け、必要な措置を講じる。</p>

江戸川区空き家等実態調査業務の概要



委託業務で扱う個人情報の項目

所有者情報	氏名
	住所
課税者情報	氏名
	住所
対象物件	地番
	家屋番号
	地目
	地積
	築年数
	主用途
	住居の種類・形状・状態・構造・階数・接道状況・ 駐車場
	所有・管理状況
空き家 判断基準	電気・ガスメーターの動き
	水道
	表札・ポスト名
	生活サイン（郵便物・洗濯物の様子）
	雨戸
	案内看板
	アンテナ
	カーテン
	呼鈴応答
	水道の閉栓情報
管理状況	外観
	建物の傾斜
	外壁の腐朽・破損
	清掃の有無
	屋根の腐朽・破損
	基礎・土台の傾き
	窓ガラスの破損
	門・塀等の傾き・破損
	雑草・立木の繁茂
	ゴミ・自転車等の放置
	臭気・害虫
その他	特記事項

令和2年度第11号議案

令和2年度第2回

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会資料

件名：「産後ケア（訪問型）事業に係る業務の
外部委託について」

主管課：健康部健康サービス課

添付資料

- | | |
|-----------|-------------|
| (1) 諮問書 | p. 1 |
| (2) 諮問依頼書 | p. 2 ~ p. 6 |

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会
会 長 平 田 善 信 殿

江戸川区長 齊 藤 猛

江戸川区個人情報保護条例の規定による諮問について（諮問）

江戸川区個人情報保護条例第 14 条第 3 項の規定に基づき、下記の事項について意見を求めます。

記

1 諮問事項

産後ケア（訪問型）事業に係る業務の外部委託について

2 諮問理由

産後ケア（訪問型）事業に係る業務を民間事業者に委託するに当たり、当該業務には、電子計算組織による個人情報を取り扱う処理が含まれており、当該業務を民間事業者に委託することが、江戸川区個人情報保護条例第 14 条第 3 項に規定する個人情報ファイルの処理の外部委託に該当するため

3 諮問関係資料

別紙諮問依頼書（写）のとおり

4 担当部課

健康部健康サービス課



20 健サ送第 276 号
令和 2 年 7 月 3 日

総 務 部 長 殿

健 康 部 長

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会への諮問について(依頼)

江戸川区個人情報保護条例第 14 条第 3 項の規定に基づき、下記の事項について江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会に諮問願います。

記

1 諮問事項

産後ケア（訪問型）事業に係る業務の外部委託について

2 諮問理由

産後ケア（訪問型）事業に係る業務を民間事業者へ委託するに当たり、当該業務には、電子計算組織による個人情報を取り扱う処理が含まれており、当該業務を民間事業者へ委託することが、江戸川区個人情報保護条例（以下「条例」という。）第 14 条第 3 項に規定する個人情報ファイルの処理の外部委託に該当するため

3 実施目的

現在、江戸川区（以下「区」という。）では、出産後において家族等から母体の回復及び育児に係る援助を受けることができず支援を必要とする産婦及びその乳児（以下「利用者」という。）に対し、病院等の施設にて助産師が利用者のケア及び育児相談を行う産後ケア（通所型）事業を実施している。

今般、通所に係る利用者の移動の負担を軽減し、住環境を確認することで生活に即したきめ細やかな助言を行うことを目的に、助産師（以下「支援者」という。）が利用者宅を訪問し、心身のケア及び育児支援を行う産後ケア（訪問型）事業を開始する。

当該業務を専門的な知識及び実績のある民間事業者へ委託することは、安定した乳児の養育及び児童虐待の未然防止を可能とし、もって区民サービスの向上に資することとする。

4 実施時期（予定）

令和 2 年 7 月 審査会へ諮問、答申後プロポーザルにて委託事業者選定
9 月 委託契約締結
10 月 委託業務開始

5 担当部課

健康部健康サービス課（以下「健康サービス課」という。）

6 業務の内容

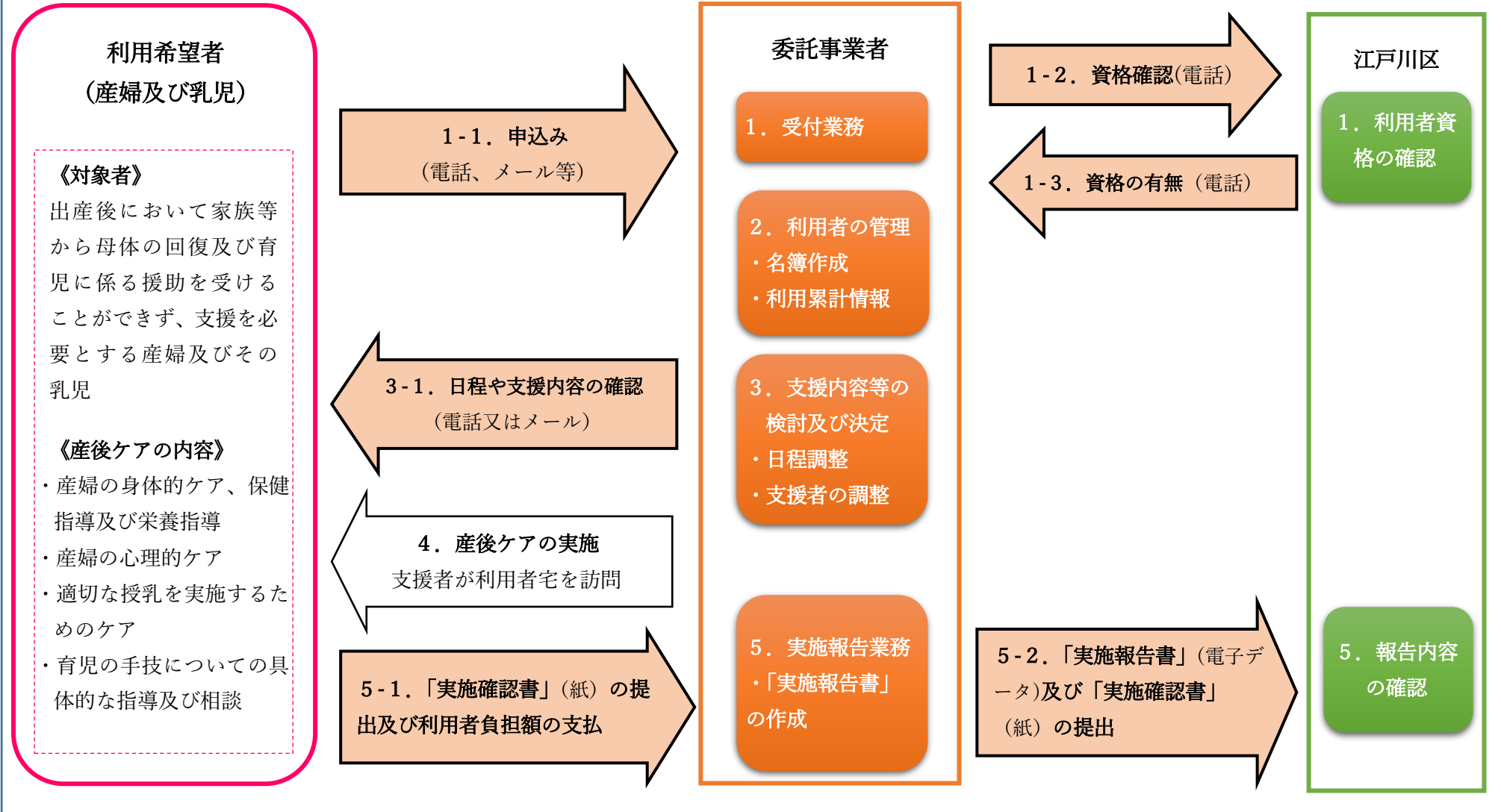
項 目	内 容
業務の内容及び処理方法	<p>委託事業者は、産後ケア（訪問型）事業に係る次の業務を行う。</p> <p>1 利用者調整業務</p> <p>(1) 受付業務 利用希望者から電話、メール等で支援の申込みを受け付ける。（別紙図中1-1）。利用希望者から得た情報を基に、区に電話で資格確認を行い、利用資格の有無を確認する（別紙図中1-2及び1-3）。</p> <p>(2) 利用者の管理 ア 申込みの情報に従って、名簿（電子データ）を作成する。 イ 利用者ごとに累計利用回数の管理を行う。</p> <p>(3) 支援内容等の検討及び決定 ア 利用資格の確認が取れた利用希望者には、希望日程や支援内容の確認のための連絡を電話又はメールにて行う（別紙図中3-1）。 イ 支援者の派遣の調整を行う（別紙図中3）。 ウ 利用資格のない申込者にはその旨の回答を行う。</p> <p>(4) 産後ケアの実施（別紙図中4） 支援者を派遣し、下記の内容を利用者の居所にて実施する。 ア 産婦の身体的ケア、保健指導及び栄養指導 イ 産婦の心理的ケア ウ 適切な授乳を実施するためのケア エ 育児の手技についての具体的な指導及び相談</p> <p>(5) 実施報告業務 ア 利用者から実施確認書（紙）及び利用者負担額を回収する（別紙図中5-1）。 イ 以下の報告書（電子データ）を作成する。 ・ 実施報告書 ・ 個人情報データ削除報告書 ウ ア及びイ（紙又は電子データ）を区へ提出する。継続的な支援が必要な利用者については区に引き継ぐ（別紙図中5-2）。</p> <p>2 支援者管理業務</p> <p>(1) 支援者の募集、研修及び派遣 (2) 支援者の報酬支払 (3) 支援内容の管理監督</p> <p>3 その他</p> <p>(1) 利用者からの問合せ対応 (2) 必要な区のサービスについての情報提供 (3) 行政支援が必要な家庭についての報告</p>
運用方法	<p>管理責任者 健康部健康サービス課長（以下「健康サービス課長」という。） 運用担当者 健康部健康サービス課母子保健係長（以下「母子保健係長」という。）</p>
履行場所	<p>利用者の居所及び委託事業者の事業所</p>

7 個人情報保護の保護対策

項 目	内 容
対象者	産後、家族等から援助を受けられない産婦及びその産婦が養育する生後4か月未満の乳児で区内に住所を有し、医療的な処置の必要がない者
情報の内容	<p>1 個人情報の項目</p> <p>(1) 利用申込み・資格確認 産婦の氏名、住所、生年月日（年齢）、課税状況、既往歴、電話番号、緊急連絡先、メールアドレス、乳児の氏名、生年月日（月・日齢）、出生体重、出産週数、出産医療機関、出生順位、健康状態及び希望する産後ケアの内容</p> <p>(2) 実施確認書 産婦の氏名、訪問日、支援内容及び利用者負担額</p> <p>(3) 実施報告書 産婦の氏名、住所、生年月日（年齢）、既往歴、連絡先、緊急連絡先、乳児の氏名、生年月日（月・日齢）、体重、身長、出産週数、出産医療機関、健康状態、支援内容及びその他特記事項</p> <p>2 委託処理予定件数 令和2年度 150 世帯 令和3年度以降 300 世帯/年間</p>
管理責任体制	<p>保護管理責任者 健康サービス課長 保護管理事務取扱者 母子保健係長</p>
外部委託に係る対策	<p>1 委託契約における規定 委託事業者に対し、条例、江戸川区個人情報保護条例施行規則（以下「規則」という。）、個人情報保護に関する特約条項等の遵守を義務付けるとともに、業務従事者に対する秘密保持義務を当該契約書に明記する。</p> <p>2 委託事業者の選定基準</p> <p>(1) 業務従事者に対して、個人情報に関する研修等を行い、個人情報の取扱いを適正に行うよう努めていること。</p> <p>(2) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマークの使用許諾又は公益財団法人日本適合認定協会等の運用するISMS 認証を取得している事業者であること。</p> <p>(3) 委託事業者又はその企業グループにおいて、他自治体から公的業務の受注実績があること。</p> <p>(4) 3に掲げる個人情報の保護に必要な対策が講じられていること。</p> <p>3 委託業務に係る個人情報保護対策</p> <p>(1) 個人情報を含む紙媒体は、専用保管庫等に施錠の上、保管されていること。</p> <p>(2) 作業室、個人情報を保管する専用保管庫等へ入退室ができる者を限定し、入退室記録が適正に管理されていること。</p> <p>(3) 当該事務処理を行う委託事業者のパソコンは、これを取り扱うことができる者を限定し、ID、パスワード等によりアクセス権を制御するとともに、外部から接続できないよう保護対策を施していること。</p> <p>(4) ウイルス対策ソフトを導入し、データの保護を図ること。</p> <p>(5) 個人情報を含む紙媒体の搬送は、施錠可能なケースを用いて行うこと。</p> <p>(6) 事故、災害及びトラブルに対応できる体制及び手順を整えること。</p>

項 目	内 容
	<p>(7) 事故等の発生並びに個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合には、直ちに区に報告するとともに、今後の対応について協議すること。</p> <p>(8) 区の必要に応じ、区職員による現場査察を受け入れること。</p> <p>(9) 本業務に用いた個人情報を含む紙媒体は、各利用者に対する支援終了時又は業務の委託期間終了時に区に返却すること。また、電子データで保有する個人情報は、速やかに廃棄し、廃棄した旨の報告を区に行うこと。</p> <p>(10) 個人情報保護及び情報セキュリティ対策については、契約期間中のみならず、準備期間中、契約終了後においても、同様の取扱いとすること。</p> <p>(11) 業務従事者の名簿をあらかじめ健康サービス課へ提出すること。</p> <p>(12) ネットワーク上で個人情報を伝送する場合は、暗号化を行うこと。</p> <p>(13) 再委託を行う場合は、事前に区の承認を受けるものとし、区と同等の個人情報保護及び情報セキュリティ対策を行うこと。</p>
実施機関の対策	<p>1 人的セキュリティ対策 保護管理責任者は、職員及び委託事業者に対し、条例、規則及び情報セキュリティポリシーを遵守させることを徹底する。</p> <p>2 運用上のセキュリティ対策</p> <p>(1) 個人情報を含む紙媒体の受渡しは、健康サービス課において、区職員と委託事業者の業務従事者が直接行うものとし、日付、担当者名、情報の内容及び数量その他必要な事項を受渡簿に記録する。</p> <p>(2) 委託事業者が行う作業手順について、委託事業者から事前に具体的な説明を受け、工程について不備がないか点検を行う。</p> <p>(3) 事故等の発生時は、委託事業者から直ちに電話等により区が報告を受け、必要な措置を講じる。</p>

「産後ケア（訪問型）事業」支援スキーム



令和2年度第12号議案

令和2年度第2回

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会資料

件名：「厚生労働省が構築する新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）を利用することに伴う外部結合について」

主管課：健康部保健予防課

添付資料

- | | |
|-----------|-------------|
| (1) 諮問書 | p. 1 |
| (2) 諮問依頼書 | p. 2 ~ p. 8 |

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会
会 長 平 田 善 信 殿

江戸川区長 齊 藤 猛

江戸川区個人情報保護条例の規定による諮問について（諮問）

江戸川区個人情報保護条例第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項について意見を求めます。

記

1 諮問事項

厚生労働省が構築する新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）を利用することに伴う外部結合について

2 諮問理由

厚生労働省が構築する新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システムと江戸川区が用意する総合行政インターネット接続端末を結合することが江戸川区個人情報保護条例第 15 条第 1 項に規定する区の機関以外の電子計算組織との通信回線による結合に該当するため

3 諮問関係資料

別紙諮問依頼書（写）のとおり

4 担当部課

健康部保健予防課



20 健保送第 275 号
令和 2 年 7 月 14 日

総 務 部 長 殿

健 康 部 長

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会への諮問について(依頼)

江戸川区個人情報保護条例第 15 条第 1 項に基づき、下記の事項について江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会に諮問願います。

記

1 諮問事項

厚生労働省が構築する新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム (HER-SYS) を利用することに伴う外部結合について

2 諮問理由

厚生労働省が構築する新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム (以下「HER-SYS」という。)と江戸川区(以下「区」という。)が用意する総合行政インターネット接続端末 (以下「インターネット端末」という。)を結合することが江戸川区個人情報保護条例 (以下「条例」という。)第 15 条第 1 項に規定する区の機関以外の電子計算組織との通信回線による結合に該当するため

3 実施目的

新型コロナウイルス感染症対策に関しては、国内の患者数の増加により保健所等での事務量が増加しているほか、軽症者等の宿泊療養や自宅療養の実施に伴い、患者の居所が多様化してきている。加えて、行政検査に関する業務や自宅療養を行う患者及び濃厚接触者 (以下「患者等」という。)に対するフォローアップ等をすることもあり、より多くの関係者が対策に携わるようになってきている。

こうした中で、より効率的に患者等に関する情報を収集し、当該情報を保健所、医療機関、都道府県等の関係者間において迅速に共有できるようにするため、厚生労働省により HER-SYS が開発・導入された。HER-SYS は令和 2 年 5 月 29 日以降、準備が整った地域から順次利用を開始しており、東京都においても同年 8 月 3 日から利用を開始することとされている。

HER-SYS を利用することで、感染拡大防止に必要な情報を関係者間で迅速に共有することが可能となり、もって区民の福祉の向上に資することを目的とする。

4 実施時期

令和2年7月 審査会への諮問

8月 審査会の答申を受け、HER-SYS 利用開始

5 担当部課

健康部保健予防課（以下「保健予防課」という。）

6 システム及び外部結合の内容

項 目	内 容
業務の内容	<p>区が HER-SYS を利用して行う業務は以下のとおり</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 PCR 検査実施に伴う陽性者及び陰性者の件数等の把握 2 医療機関等の関係機関との情報連携 3 陽性患者とのシステム経由による健康観察 4 居所、行動等の推移をシステム管理することによる疫学調査 5 患者等の医療情報等を代理入力することによる正確なデータ管理 <p>※ HER-SYS の運用イメージは、別紙1のとおり</p>
結合先	<p>厚生労働省が構築した HER-SYS</p> <p>※ 厚生労働省が構築したクラウド上の仮想専用領域</p>
システムの結合方法	<p>HER-SYS へのアクセスは、保健予防課に設置されたインターネット端末からインターネットを通じて行う。利用者登録された保健予防課職員が、厚生労働省が指定する URL からアクセスすることで、HER-SYS にログインする。</p> <p>インターネットの共通基盤としてのウイルス対策ソフトウェア、ネットワーク上でファイアウォール、侵入検知等により外部からの侵入の脅威から防御する。</p>
運用方法	<ol style="list-style-type: none"> 1 システム管理者 健康部保健予防課長（以下「保健予防課長」という。） 2 システム運用責任者 健康部保健予防課感染症対策係長（以下「感染症対策係長」という。） 3 システム利用担当者 保健予防課の職員のうち、システム管理者が指定した職員

7 個人情報の保護対策

項 目	内 容
対象者	新型コロナウイルス感染者及び濃厚接触者
情報の内容	別紙2のとおり
管理責任体制	<p>保護管理責任者 保健予防課長</p> <p>保護管理事務取扱者 感染症対策係長</p>
外部結合先に係る対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 ネットワークについては TLS1.2 以上のみとするほか、バーチャルネットワーク（クラウド上の仮想専用領域）等を構築するなど適切なネットワークの防御を図る。 2 システム利用者がシステムに入力・閲覧するに当たっては、システムから発行された ID、パスワードに加えてワンタイムパスワードを発行

項 目	内 容
	<p>し2段階の認証を行うなど、適切な権限制御と認証を行う。</p> <p>3 データの暗号化、セキュリティガバナンス等について適切な措置を講じる。</p>
<p>実施機関の セキュリティ 対策</p>	<p>1 物理的セキュリティ対策 本システム利用端末は、セキュリティワイヤーにより事務室内の所定のデスクに固定する。セキュリティワイヤーの鍵は、保護管理責任者の指定する職員が管理する。</p> <p>2 人的セキュリティ対策 本システム利用者に対し、江戸川区情報セキュリティポリシー第2章江戸川区情報管理安全対策要綱の第5条情報セキュリティ対策並びに第3章江戸川区情報管理安全対策基準の4.組織体制、8.人的セキュリティ及び9.技術的セキュリティに規定する利用者の責任を徹底する。</p> <p>3 運用上のセキュリティ対策</p> <p>(1) 利用者の認証 本システムの利用に当たっては、本システム管理者が本システム利用者に対して発行した利用者 ID 及びパスワードを利用し、パスワードは定期的に更新する。</p> <p>(2) 利用する端末機及び場所の制限 本システムの利用に当たっては、利用できる端末機を本システム利用者のインターネット端末のみとし、保健予防課執務室内で行う。</p> <p>(3) 利用可能な機能の制御 業務内容に応じて、本システムでの処理権限の範囲を設定する。</p> <p>(4) 利用状況の記録及び管理 本システム利用者の操作履歴について、次の情報を記録して管理する。 ア 最終アクセス日時 イ 利用者 ID ウ 氏名</p> <p>(5) コンピュータウイルス対策 インターネットの共通基盤として用意したウイルス対策ソフトウェア及びウイルスパターンファイルにより対策を行う。</p> <p>(6) 記録媒体等の管理 個人情報項目を含む記録媒体等は保健予防課執務室内において施錠保管する。</p>

8 江戸川区情報セキュリティポリシーへの対応
別紙3のとおり

【HER-SYS運用イメージ】

イメージとして保健所にデータが集まって来る図としたが、実際には保健所も含めて各々がクラウド上にデータを登録。

帰国者接触者外来
・地域外来検査センター

検体
PCR検査結果

検査機関
地方衛生研究所等

ID管理情報
基礎情報
検査記録
発生届

居所推移
行動歴・接触者

都庁は同じデータをリアルタイムで共有可能（権限で制御）なほか、確保した宿泊施設を登録

フォローアップ

健康観察票

健康観察票

診断情報
入院情報、医療行為

保健所
保健所は電話やFAXで受けたデータの手入力もあるので、すべての機能権限を持つ

宿泊療養施設・
社会福祉施設



自宅

自宅待機者
・接触者

入院

退院

感染症指定医療機関

入院

退院

【新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム (HER-SYS) で扱う個人情報項目】

1. 患者・接触者及び支援関係者の基本情報

患者等 ID (※システムで発行)
患者氏名／ふりがな／性別／生年月日／年齢
患者住所／患者電話番号 (自宅・携帯)／メールアドレス／勤務先等／国籍
高齢者等である同居家族の有無
居住地の保健所名
新型コロナウイルス感染症の診断を行った医療機関 (届出医療機関) の名称／所在地／電話番号／届出日／担当医師名
届出受理自治体名／届出受理保健所 (※システムで発行)

2. 検査・診断に関する情報

新型コロナウイルス感染症検査の結果判明日／結果内容／行政検査に該当するか
新型コロナウイルス感染症検査の検体材料／検体採取日／結果予定日／検査方法・検査施設
他の検査の有無／検査結果 (実施した場合)
初診年月日／診断年月日／感染推定日
発症年月日／重症の診断日
入院待機情報
入院の有無
入院医療機関の名称／診療科／所在地
I C U入室／人工呼吸器・E C M Oの使用有無
受診後の医療行為 (年月日、医療行為の内容等)
転帰／退院日／死亡日
基礎疾患等の情報 (基礎疾患の有無／免疫抑制剤の使用有無／妊娠の有無・週数／喫煙の有無等)
診断前の臨床経過・治療内容・その他特記事項等

3. 宿泊療養・自宅療養に関する情報

自宅療養中のフォローアップ担当医療機関名／担当医
緊急搬送先となる医療機関名／担当医名
かかりつけ医療機関名／担当医名
健康観察票に沿って健康観察を行った日付／結果 (※項目は健康観察票のとおり)
療養中に医療機関を受診 (訪問診療、往診等を含む) した場合の日付／医療機関名 (※新型コロナウイルス感染症に係る医療等に限り。)

4. 感染源特定・行動歴等に関する情報

感染リンクの有無
渡航期間 (該当がある場合)／推定感染場所／発症前の医療機関受診の有無
その他行動歴
行動調査を行った日／方法／回答者／接触日・時刻 等

5. 発生届に関する情報

報告年月日
死体検案の有無／実施した日
診断時の症状／診断方法／検体の種類
感染原因・感染経路の確定 (推定) 有無及び内容／感染地域の確定 (推定) 有無

◎「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）」の情報セキュリティポリシー対応

項 目	新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システムの対応 【 】対応の手法	情報セキュリティポリシーの関係条文
1 管理体制	<p>○新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（以下、「システム」という。）の管理体制を以下のとおりとする。</p> <p>【運用規程に定める】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用管理者 保健予防課長 ・運用管理責任者 保健予防課感染症対策係長 ・運用担当者 運用管理責任者が指名した者 	要綱第 5 条
2 情報資産の分類と管理	<p>○システムにおいて取り扱う情報のうち、以下の情報を「秘密情報」とし、情報へのアクセス、外部出力などについて制限する。</p> <p>《秘密情報》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務上扱う個人情報など（別紙 2 に記載） <p>○システム利用者（アクセス権）の制限</p> <p>【運用規程に定める】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム利用者は保健予防課に所属する職員のうち、システム管理者が必要と認めた職員に限定する。 	要綱第 5 条 基準 5
3 情報セキュリティ対策		
(1) 物理的セキュリティ対策	国のクラウドコンピューティングシステムに準じる。	要綱第 5 条 基準第 7
(2) 人的セキュリティ対策	<p>○利用者の役割と責任の徹底</p> <p>【運用規程に定める】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム利用者に対し、基準 4（組織体制）及び基準 8 に規定する利用者の責務を遵守し適正に利用するよう徹底させる。 	要綱第 5 条 基準 8
(3) 技術及び運用におけるセキュリティ対策	<p>○システムの利用記録等の管理</p> <p>【運用規程に定める】</p> <p>○データのバックアップ</p> <p>国のクラウドコンピューティングシステムに準じる。</p> <p>○利用者認証の方法</p> <p>国のクラウドコンピューティングシステムに準じる。</p> <p>○ウイルス対策</p> <p>サーバ側機器のウイルス対策は国のクラウドコンピューティングシステムに準じる。</p> <p>【運用規程に定める】</p> <p>システムのクライアント機器にウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を定期で行う。</p>	要綱第 5 条 基準 9、11

項 目	新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システムの対応 【 】対応の手法	情報セキュリティポリシーの関係条文
	○外部サービスの利用 運用管理者は基準 11.2 に基づき、(1)①～③を含む約款による外部サービスの利用に関する規定を整備する。ただし、約款による外部サービスの利用で機密性 2 以上にあたる情報を取扱うことになり、遵守事項を実施できないため、基準 10.4(1)の規程に基づき、セキュリティ統括者の許可を得て、例外措置を取ることとする。	
4 外部委託に関するセキュリティ確保	厚生労働省が提供するシステムで外部委託は行わない。	要綱第 10 条 基準 10
5 障害、セキュリティ侵害の対応	○情報システムの監視 国のクラウドコンピューティングシステムに準じる。 ○障害時対応 【運用規程に定める】 ・不正アクセス、システム障害に対する報告、障害時の代替措置等の対応を運用規程において定める。	要綱第 5 条 基準 10
6 運用規程の整備	○運用規程の策定 【運用管理者が定める】 ・システム導入、稼働前に区の情報セキュリティポリシーに即し、1～5 項のセキュリティ対策について、運用規程を策定する。	基準 12

注 「要綱」 江戸川区情報安全管理対策要綱
「基準」 江戸川区情報安全管理対策基準